

とあるのが、よく事實を得て居る。

(七) 柯劭忞は外國の固有名詞に對して、任意に漢字を當て、支那文献上慣用されて居る字面は餘り使用せぬ。例へば帖木兒の産地は誰人も知る如く、ケシユ *Keshu* である。元代の『西游記』には碣石の字を當て、『明史』には渴石の字を用ひてある。柯劭忞は基柱戍の字を當て、居るが、基柱戍の音は渴石や碣石に比して、遙にケシユの音に適合せぬ。バグダードに巴克達の字を當て、オトラル *Otrul* に窩德拉爾の字を當てたのは毫も不都合ないが、元代に慣用した八吉打ハクキダや幹脫羅兒カンダラールを用ひてもよい。割注にでも書き添へて置くなら用意一層周到と思ふ。

(八) 帖木兒は殺伐な征服者ではあるが、一面頗る文雅な所もある。地理や歴史に大なる興味を有し蒙古、土耳其、波斯の言語に通じて居つた。また文筆の嗜もあつて、彼自身の自叙傳をも後世に遺

して居る。彼の建てた制度文物に觀るべきものが頗る多い。學者や美術家に對しては相當の保護を與へて居る。帖木兒の建てた所謂帖木兒王家 *Timurids* 時代は、中央亞細亞の文化史上、尤も重要な一時期と認められて居る。柯劭忞が折角帖木兒を傳しながら、この文明的方面に、一言隻句も説き及んでないのは遺憾千萬といはねばならぬ。

(三月七日)

『朝鮮古蹟圖譜』(二冊)

朝鮮總督府刊行

文學士 今西 龍

遺物遺蹟は實に國家が所有する名譽ある富なり貯蓄なり、其顯揚と保存とを計らざるべからざること論なし。而して朝鮮半島に於ける遺物遺蹟は之を學藝の方面より觀るも、單に朝鮮の藝術文化を説明するのみならず、日本支那のそれを説明し

て頗る貴重なる研究資料なりとす。朝鮮總督府早くより此方面に留意し、明治四十三年其開府せらるゝや、前年より韓國政府の囑託を受けて建築物の調査に従事せし關野工學博士及谷井栗山の二學士に朝鮮十三道に於ける歴史の徵證美術の模範となるべき遺物遺蹟の調査を囑託せられしかば、博士は二學士を助手として之を窮索精査し、一昨大正三年を以て一と先づ十三道に亘る大體の調査を結了せり。茲に於て此間に博士一行が撮影蒐集せる各種の寫真圖面等數千枚に達せしを更に精選し其極めて主要なるものを選び、年代と地方とに依りて配列し、總督府より數年度に分ちて刊行せらるゝこととなりしといふ。今回刊行せられたるは卷一卷二の兩冊にして大正四年度に屬すべきものゝ如し。各冊縦約一尺四寸横一尺餘の大冊にして外に解説の小冊子各一冊を添へ玻璃版三色版及び國華社の精巧を極めたる木版を用ひて印刷せり。

第一冊は樂浪郡及帶方郡時代と高句麗國內城地方との遺蹟遺物を收め、樂浪郡の分は玻璃版三十五面(百二十九圖)より成り、先づ平安南道大同郡大同江面土城洞に於ける土城墟址と其内外より發見されし漢代古瓦磚とを掲げ、之を樂浪郡治址ならすやと擬せられたり。此遺址は實に樂浪時代より王氏高麗朝に至るまで重複するものゝ如く、其樂浪時代に於ても此址上に營造物のありしことは疑なしと雖、之を直に樂浪郡治址なりと斷定することは非なり。題名に解説に其治址として疑問の標を附し置かれしは穩當なりといふべし。次に平安南道黃海道に遺存する樂浪漢人の墳墓の構造遺物を載せたり。其實測の正確なる用意の周到なる頗る貴重すべき報告なり。終りに平安南道龍岡郡海雲面に遺存する粘蟬古碑及附近土城等の圖を收めたり。此古碑は漢代古碑として金石學上尊重すべく、且つ帝國領土内に於ける最古の碑たるに止

まらず、粘蟬縣の位置を明にし、從て古代地理學上種々議論ありし列水の大同江なることを明示するものにして、史學上將た考古學上貴重なるものなり。其附近の土城墟は輿地勝覽に於乙洞古城と記するものなり。於乙とは高句麗古語に泉を意味す。此城高句麗時代に將た高麗時代に重修されしことなしとは斷すべからざるも、圖譜の説の如く粘蟬縣址とするも大なる誤なかるべし。

帶方郡の部には沙里院附近の遺址より鳳山郡發見の太康元年の銘ある古磚に至るまで十面三十三圖あり。内文井面古墳の壙壁に用ひられし帶方太守或は張撫夷云々の銘ある古磚の發見は史學上大功あるものなり。帶方郡治は公孫康が創設せし際(207—220 A.D.)には漢江流域恐くは今の京城附近にありしものゝ如し。本圖譜解説には此事を明記せざるも亦此説を採らるゝものゝ如し。此郡治は南方韓民族の興起より次で漢南忠清方面に扶余

種族流入して百濟國を建てたと支那移民勢力の衰退によりて漸次北方に退き、是れ又北方扶余種の高句麗國に侵壓せられて南方に退縮せる樂浪を合併し、遼東の張統なる者の下に自治的小國として僅に遺存せしもの、313 A.D. 張統其民千餘家を率ひて去て遼東慕容氏に歸し、其地を放棄せしより、大同江畔に地理的稱呼として僅に其名のみを遺留し、實は全く滅亡せしものなり。張撫夷といふもの或は張統にあらざるか。此磚に銘する太歲戊戌は西紀二百七十八年なるべし。然れども此戊戌は張統が帶方を棄てしより二十五年前にありて其間の歲月少しく長きの感あるが故に尙ほ研究を要すべきものなり。鳳山郡方面は所謂『棘城之野』にして漢江大同江両流域地方の交界地域として重要なる地方なるを以て古來軍備上の土木屢々起工されたり。從て此郡文井面『唐土城』内に於て漢代古瓦磚の碎片發見せられ、且其附近に帶方太

守張氏造營の墳墓あればとて、之を退縮時代の帶方郡治址と推定するには尙ほ多くの證徴を要するものなり。豫想は尙ほ可なり、推定は早し。圖譜解説に之を帶方郡治址として疑問の標章を附せしは亦穩當なりといふべし。

高句麗時代國內城地方の部には五十四面(百八十圖)あり。國內城及丸都の位置に就ては諸説甚だ多し。國內城は終始同一地方に在りしか疑問なきにあらず。本書の題名には國內城地方と明記するよりも、通溝地方或は輯安縣地方とし、現代地名を用ひて表示する方或は安全なりしなるべし。さり乍ら吾人は通溝地方が或る時代に於て國內城たりしことを疑ふものにあらざるが故に之を國內城地方と記するも全く誤りなどするものにあらずと雖、現在の通溝城を以て直に國內城王宮址に當て、之を其遺蹟と認定するが如きは従ふこと能はず。山城子内發見の顔色瓦當を高句麗時代の遺物

と認むるにも尙ほ考慮を要すべし。圖譜第百七十圖以下六圖の面瓦當に類似せるものは平壤附近にも發見し、豆江附近にありては渾春附近の廢土城即ち龍飛御天歌の『縣城』と稱するものに當るもの、内に於て、又慶源郡新乾原寺洞女眞碑の所在地にても發見し、内藤博士は嘗て間嶋古城址内にて發見せられたり。現在間嶋局子街日本領事館内舊支那廟宇なりしといふ一屋にも使用せるあり此等は各精粗巧拙年代様式を異にすれども、其間に系統あること疑を容れず。(日本に於ては岐阜縣揖斐郡小島村字堀小字屋敷跡にて發見せるも半島のもの、と系統なきこと明白なり) 面瓦當は滿洲民族の手に古代より近年に至るまで作成せられたるも其輯安縣地方に遺存するものを高句麗時代遺物と認むるには幾多の疑問なき能はず。小生等は種々の方面より推して之を金代遺物に擬するものなり。然りと雖、此古瓦は圖譜に編入を必要とす

る研究資料なり。而して之を編入するには此部分
を措きて他に容るべき處なきが故に此處に參考と
して提出すべきものなるべし。本書通溝城山城子
及び其地發見の遺物に次ぎて母丘儉征高句麗紀功
碑斷片拓本を出し、次に將軍墳其他通溝平野に群
集する古墳圖及關係品の數十を掲げたり。實に學
界に貴重なる資料を供給せしものといふべし。唯
惜むべきは三室塚（第八十一面より第八十五面に
至る）の壁畫の如き充分に之を撮影複寫すること
能はざりしことなり。博士一行が此地方を調査せ
らるゝや、小生別に史蹟調査の命を受けて一行中
に加はりしを以て、當時調査の實情を知るものな
り。博士が調査の熱心と精勵とは實に小生等をし
て襟を正さしめ省みて奮發せしむるものありき。
後年幾多の準備と日數及人數とを要して、此三室
塚壁畫に就て博士等の成し得たるよりも以上の撮
影複寫を成し得る者あるべし。然ども博士と同じ

き日數と周圍の境遇とに於ては何人も博士以上の
調査を成し得ざる事を斷言す。好太王陵碑に就き
ては七面十四圖の詳細なる調査あり。東城子發見
古瓦（第三百二十三圖より三百三十圖）は之を高句
麗末期の遺物と推定するには異説あるも、之を此
部に編入せしは可なり。其第三百三十九圖の古瓦
は之と同形式の物を内藤博士嘗て間嶋西古城子廢
墟に於て採集し、白鳥博士も寧古塔附近にて採集
せられ、内藤博士は之を渤海の遺物と推定せられ
たり。

第二冊は高句麗時代平壤長安城附近の遺蹟遺物
に屬するものにして、百三十八面（二百二十一圖）
あり。先づ大同江南土城洞發見の古瓦を掲げ次に
傳安鶴宮址及其地發見古瓦を掲げられたり。關野
博士は之を高句麗王宮址と認めらるゝが如きも、
余は之を王氏高麗朝の遺址なりと信す。第一百十面
に掲出の平壤江岸通城壁發見刻字石は海東金石苑

所收の高句麗故城石刻と類を同うするものにして貴重なる研究資料なりとす。第百十一面に出せる平壤外城内石標は恐くば李朝宣祖王代韓百謙の建てしものたるべし。漢王墓關係の圖面亦好資料なり。此墓は明治四十二年東京文科大學教授萩野博士其一部を調査せられしことあり。是れ其發見品の一部東京文科大學に保藏せらるゝ所以にして、其巴瓦の一には裏に「大」の字を條枝様のものを以て輕快に書せるあり。圖譜に此裏面を出されざりしは惜むべし。本冊に收むる第百十五面以下諸墳墓の構造壁畫は實に朝鮮全時代を通じて遺物遺蹟中の精華なり。其墓壙壁畫の如きは實に世界の至寶と稱すべし。以て帝國の爲に誇るべく、東洋の爲に誇るべし。本書は之を玻璃版三色版とし、其要なるものは精巧無比なる木版を用ひて掲出せり此遇賢里大中二墓の外に梅山里四神塚花上里龕神塚安城洞大塚の壁畫、雙楹塚の雙楹及壁畫の如き

は實に驚嘆すべきものなり。本書終りに殷栗郡遺存の支石塚(コーヒントル)を掲げたり。支石塚は殷栗郡の外に龍岡郡にあり、又江華より漢江の流域に連亘し、遠く離れて咸境北道端川郡に三個を遺存す。之を高句麗の墳墓と認むるは好太王陵塚(第六十三面)が此種のものなるによると雖も、今後尙ほ研究を要するものなり。終に臨みて一言したきは本書説明が從來考古學者が誤用せるを襲ひて墓壙を槨と記せしの一事なり。既に多年誤用せるもの今更ら改正すべき要なしとせば夫れまでなるも、斯くては墓壙と槨とを混じ、甚しき失態たらざるべからざるなり。

本圖譜は實に世界に貴重なる研究の資料を提供し、國土の富を顯揚せるものなり。總督府の治下に遺物遺蹟の保護は既に行き届きて、日本内地の遺蹟古物が風雨の侵蝕に人爲の破壊に任せて顧みられざるに比すべきにあらず。然りと雖、壁畫の

如きは如何に保護するも天然の破壊力に敵するこ
 と能はず湮滅必ず期あり、總督府之に注意して精
 細なる複寫を作り、其一部を茲に刊行して永遠に
 傳へらる。本圖譜の刊行は實に永遠に其影を人間
 に遺留するの美學といふべし。研究に要するもの
 は資料なり、研究は個人の智力を俟つものなり。
 資料にあらば研究は學者之を成すを得べしと雖
 斯る資料の提供は官府の力を藉らざるべからず。
 研究は多年の歲月を要し、多數の學者の切磋を要
 す。總督府が先づ資料を世界學者に提供の途を採
 られしに就きては吾人は最善の方法を採られしも
 のなることを頌し、且つ深く感謝するものなり。

(非賣品)

朝鮮龍岡郡粘蟬碑 (圖譜第三十四圖)

光和元

□□年四月戊午粘蟬長□□建丞屬國會□

□□□□祠刻石辭曰

□平山君德配代嵩□□□佑粘禪與甘風雨

惠□土田□□壽考五穀豐成盜賊不起□□賊

出入吉利咸受□光

平壤城石壁刻字 (圖譜第百十圖)

丙戌十二月四漢城□_下部□小兄文達節自此西北

行涉之

又一種 (海東金石苑)

己丑年五月廿一日自此以下向東十二里物省小

兄併□百頭□節矣

又一種 (同)

己丑年五月廿日始役西向十一里小兄相夫若俸

利造作